

平成29年度

## 秋田県住宅リフォーム推進事業 Q&A 集

### 目次

#### 1. 補助対象者に関すること

- Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
- Q1-2 単身赴任で会社近くのアパート・寮に住んでいますが、家族が住んでいる住宅について、申請することができますか？
- Q1-3 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
- Q1-4 多子世帯(持ち家)において、別居扶養も認められますか？
- Q1-5 3人目の子を妊娠中ですが、多子世帯(持ち家)の対象になりますか？

#### 2. 補助対象住宅に関すること

- Q2-1 いわゆる別荘の増改築・リフォーム工事は補助対象になりますか？
- Q2-2 アパート、貸家の増改築・リフォーム工事は補助対象になりますか？
- Q2-3 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
- Q2-4 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
- Q2-5 同一敷地内の住宅用の車庫・物置は補助対象になっていますが、道路の向かいにある車庫・物置は補助対象になりますか？
- Q2-6 空き家をリフォームした後、購入する場合は、補助対象になりますか？
- Q2-7 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？
- Q2-8 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？

#### 3. 補助対象工事に関すること

- Q3-1 補助対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
- Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？
- Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？
- Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？
- Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
- Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？
- Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合補助対象になりますか？
- Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？

- Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
- Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
- Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
- Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
- Q3-13 減築とは何ですか？
- Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
- Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
- Q3-16 太陽光発電システム設置工事は、補助対象になりますか？
- Q3-17 要綱第7条第4号に規定する重複が認められない県の他の補助事業とはどのような事業ですか？

#### 4. 申請手続きに関すること

- Q4-1 申請の窓口はどこですか？
- Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？
- Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
- Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
- Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q4-7 工事が完了したとき(完成年月日)とはいつですか？
- Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
- Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？

#### 5. その他

- Q5-1 県の住宅リフォーム推進事業と市町村が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？
- Q5-2 添付書類の住民票謄本は続柄などの項目が省略されているものでも良いですか？

## 1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
<p>リフォーム等工事を実施する住宅にお住まいで、建設業者等と工事請負契約を締結される方です。（住宅の所有・利用関係によっては異なる場合もあります。）</p> <p>補助金は、申請者に交付されます。建設業者等が申請者になることや、補助金を受け取ることはできません。</p> <p>なお、申請書類等の提出等手続きにあたり、申請者の代理として、建設業者等が、窓口書類を持参することは構いません。</p>
Q1-2 単身赴任で会社近くのアパート・寮に住んでいますが、家族が住んでいる住宅について、申請することができますか？
<p>県内に住所を有する場合には補助対象になります。ただし、一般（持ち家）タイプに限ります。</p>
Q1-3 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
<p>補助対象者には県内に転居を予定している方も含みます。</p> <p>補助申請時に、申請住戸に転居予定である旨を申し出てください。なお、この場合、完了実績報告書に転居後の住民票を添付していただきます。</p>
Q1-4 多子世帯（持ち家）において、別居扶養も認められますか？
<p>同居を原則としていますが、例外として高校生等の場合は対象になります。生徒手帳、在学証明書及び戸籍謄本により確認させていただきます。</p>
Q1-5 3人目の子を妊娠中ですが、多子世帯（持ち家）の対象になりますか？
<p>対象になります。その場合には、母子手帳で確認させていただきます。なお、完了実績報告時に生まれている場合は住民票謄本、生まれていない場合は再度母子手帳を提出していただきます。</p> <p>また、要件に該当しなくなる場合には、報告をお願いします。</p>

## 2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 いわゆる別荘の増改築・リフォーム工事は補助対象になりますか？
<p>別荘（セカンドハウスなど。）等については、対象になりません。</p>
Q2-2 アパート、貸家の増改築・リフォーム工事は補助対象になりますか？
<p>持ち家ではないため対象になりません。ただし、アパートや貸家に所有者が住んでいる場合、その居住部分（アパートの一室の専有部分）や複数棟の貸家の内の一棟は持ち家と同じ扱いとして対象になります。その場合、建物の登記事項証明書等を添付していただきます。</p>

Q2-3 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
<p>店舗等併用住宅については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であることを要件としており、併用部分の面積によっては住宅部分の工事を含めて建物全体が補助対象外になります。</p> <p>併用部分については、既に廃業している場合であっても、当該部分の住宅用途としての活用が明らかでない限り併用部分として扱います。</p>
Q2-4 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
<p>店舗等併用住宅の補助対象工事範囲は、住宅部分に係る工事が対象で、店舗等併用部分に係る工事は対象になりません。しかし、店舗等併用部分の模様替えなどの工事を行って住宅として利用しようとするものであれば、その工事も補助対象になります。住宅部分と併用部分とが同一契約の場合の諸経費等の共通費については、補助対象と補助対象外の各工事費の割合で按分します。なお、住宅部分と併用部分とが一体となって性能を発揮することとなる部位（屋根や外壁工事など建物全体の性能に係る部分）は、併用部分に係る工事を含めて補助対象として扱います。</p>
Q2-5 同一敷地内の住宅用の車庫・物置は補助対象となっていますが、道路の向かいにある車庫・物置は対象になりますか？
<p>補助対象になりません。住宅と同じ敷地内にある場合のみ補助対象になります。</p> <p>別棟の車庫・物置の場合は同一敷地内にあることを確認するために、住宅との位置関係がわかる写真を添付いただきます。</p>
Q2-6 空き家をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？
<p>補助対象になりません。所有権取得後にリフォーム等工事を行う場合（工事請負契約書に記載の着工日が所有権移転日以降である場合）に補助対象になります。</p>
Q2-7 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？
<p>補助対象になります。その場合には、住宅の売買契約書の写しを提出していただきます。</p>
Q2-8 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
<p>建物内部で親世帯、子世帯間での行き来ができるものは補助対象になります。</p> <p>なお、行き来ができない完全な長屋タイプの場合は、次の要件を満たす場合に限り、補助対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物の所有権が共有名義であり、それぞれその名義人が居住していること。（単独所有は対象外）</li> <li>2. 貸家として使用しないこと。</li> </ol>

### 3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
別紙（例）をご参照ください。補助対象となるか判断しがたい場合は、最寄りの県地域振興局建設部建築課までお問い合わせください。
Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？
複数ある工事費を合算することが可能です。また、補助金交付決定後に追加工事を行った場合、完了実績報告書提出前で、複数工事それぞれが補助対象工事であれば合算することが出来ます。
Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？
補助対象になります。
Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？
県内にお住まいの個人の大工さん・工務店でも構いません。株式会社等法人の場合は、県内に本店を有するものとして商業登記されている事業者に限ります。
Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結する場合は、住宅の一部の増築として補助対象になります。 なお、住宅の所在地又は規模によっては、建築確認が必要となる場合もありますので工事着手前にご確認ください。
Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？
基礎工事や土間工事等一定の工事について、県内に本店有する建設業者等と工事請負契約を締結する場合は、別棟・同一棟問わず住宅用の車庫・物置として補助対象になります。設置の為の組立だけでは工事とは言えません。 なお、住宅の所在地又規模によっては、建築確認が必要となる場合もありますので、工事着手前にご確認ください。
Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合、補助対象になりますか？
補助対象になります。また、平成28年10月1日以降に空き家の所有権を取得（登記をした場合に限る。）し、18歳以下の子と同居している場合には、子育て世帯（空き家購入後）に該当します。この場合、完了実績報告書に、転居後の住民票を添付していただきます。
Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？
既存住宅の改修を補助制度の主な目的としているため、補助対象になりません。なお、引き続き併用住宅は1/2以上が住宅であれば補助対象になります。

Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
<p>材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。</p> <p>申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等、建設業者等との請負契約書の写しを添付してください。</p> <p>例) システムキッチンを自分で手配し、取り付け工事を建設業者等がする場合は、機器費及び工事費とも対象になります。</p>
Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
<p>材料や機器の購入費用の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。本人の施工手間は補助対象になりません。</p> <p>申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等を添付してください。</p> <p>なお、本人が施工せず、工事を依頼した部分にあつては、請負工事となりますので契約書の写し等を添付してください。(材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合に補助対象になります。)</p>
Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
<p>補助対象になりません。住宅のリフォーム及び部分的な増改築工事が補助対象です。</p> <p>例1) 別棟の車庫を残し、住宅を解体後、住宅を新築する。 →補助対象外</p> <p>例2) 住宅が存在し、別棟の車庫を解体後、車庫を新築する。 →補助対象</p> <p>例3) 住宅が存在し、新たに車庫を新築する。 →補助対象</p> <p>例4) 住宅の一部を残し、部分的に増改築する。 →補助対象</p>
Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
<p>解体工事は原則として補助対象になりませんが、増改築・リフォームに伴い実施する解体工事・減築工事は補助対象になります。</p> <p>例1) 別棟の車庫等の改築に伴い実施するその車庫等の解体工事。 →同じ場所での改築に限り解体に要する費用は補助対象。</p> <p>例2) 別棟の車庫等の解体後、整地して終了する工事。 →解体に要する費用、整地に要する費用ともに補助対象外。</p>
Q3-13 減築とは何ですか？
<p>住宅を部分的に解体すること(別棟を除く。)です。(例:2階建てを平屋建てにする工事等)</p>
Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
<p>家電の購入・設置・取り付けは購入が主であるため補助対象になりません。</p> <p>ただし、増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は、機器費も含めて補助対象になります。</p>

Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
カーテン類は備品であり、補助対象になりません。 ただし、増改築・内装工事に伴い設置する場合は、補助対象になります。
Q3-16 太陽光発電システムの設置工事は、補助対象になりますか？
補助対象になりません。
Q3-17 要綱第7条第4号に規定する重複が認められない県の他の補助事業とはどのような事業ですか？
平成29年度においてリフォーム申請と重複が認められていない事業（予定を含む）は「木造住宅耐震改修等事業」（建築住宅課）及び「安全・安心な雪下ろし支援事業」（〇〇〇〇〇課）です。これら事業の要綱に規定する補助対象工事に要する費用が、重複計上の認められない経費として補助申請工事費から除かれます。

#### 4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？
県の出先機関である各地域振興局建設部建築課を窓口としています。また、申請書等の書類の取り次ぎについては、各市町村窓口で取り扱っている場合がありますので、お問い合わせのうえご利用ください。
Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？
原則、工事着手前に申請してください。完了した工事についても申請可能ですが、審査の結果、補助金の対象外工事の場合、補助金の交付を受けることはできません。
Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
工事予定カ所の写真を撮り忘れた場合は、工事が行われたか特定することができないため、補助金の交付を受けることができない場合があります。 ただし、次の書類は、工事着手前の写真と同等のものとして扱います。 ○何かの機会に撮った写真で、工事着手前と判別できる写真 ○申請者の氏名と住宅の所在地が記されている出荷証明書、納品書、廃棄材のマニフェスト
Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
契約書を分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。

Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
<p>○一般（持ち家）の場合 補助金の申請は1回限りです。平成22～28年度に補助金の交付を受けた方は過去の交付額にかかわらず、申請できません。ただし、自然災害による住宅の被害の復旧工事の場合には、本年度1回に限り申請ができます。</p> <p>○多子世帯（持ち家）の場合 平成28年度の多子世帯（持ち家）の補助金の交付を受けていない方は、申請できます。ただし、補助額は過去の交付額との合計が40万円を越えない範囲内で、工事費の20%になります。なお、申請は1回限りです。</p> <p>○子育て世帯（空き家購入後）の場合 平成28年度の子育て世帯（空き家購入後）の補助金の交付を受けていない方は、申請ができます。なお、申請は1回限りです。</p>
Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
<p>工事途中で工事内容の変更等により工事費が変更となり、補助金額にも変更が生じる場合は、完了実績報告書に工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳見積書の写し、変更部分に係る工事施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。なお、完了実績報告書に記載する工事費等は、変更後の内容で記載してください。</p>
Q4-7 工事が完了したとき（完成年月日）とはいつですか？
<p>増改築工事の場合で、建築基準法第6条の規定による確認を受けなければならない工事は検査済証の交付日、それ以外は請負業者からの引き渡しを受けた日とします。</p>
Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
<p>工事請負者に工事代金全額が支払われた後でなければ、完了実績報告書の提出はできません。</p>
Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？
<p>領収書に代えて、振り込む方、振り込み先及び金額がわかる払い込み取り扱い票控え、ATM振り込み控え、インターネットによる振り込み証明する書類などを添付することにより、領収書の写しと同様の扱いとします。</p>



## 5. その他

Q5-1 県の住宅リフォーム推進事業と市町村が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？

市町村が実施しているリフォーム事業と一緒に利用可能です。

各市町村のリフォーム補助制度詳細については各市町村へお問い合わせください。

Q5-2 添付書類の住民票謄本は続柄などの項目が省略されているものでも良いですか？

多子世帯又は子育て世帯の補助金交付申請書に添付する住民票謄本（戸籍謄本）は、申請者と「子」であることを確認のための書類ですので、続柄の記載されたものを添付してください。

◆住宅リフォーム推進事業の補助対象工事一覧（例）◆

※ 下記の工事は一例です。

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラス・網戸の取付・交換	
6	○	室内の建具等の交換	アコーディオンカーテンも対象
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	屋根の融雪工事	外構の融雪工事は対象外
9	○	バリアフリー改修 (手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	
10	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修	
11	○	バルコニーや雪止めの設置	
12	○	畳の取替え（表替え含む）	
13	○	同一敷地内の車庫・物置の設置及び増改築 (別棟の場合も含む)	住宅用に限る
14	○	上下水道への接続	市町村への加入負担金は対象外
15	△	エアコン・FF式暖房機の交換	増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は対象
16	△	ガス・IH調理器の交換	配管・配線工事を行う場合は対象
17	△	食器棚、下駄箱等の設置	作り付け家具、既製品を固定する場合は対象
18	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築・内装工事に伴う場合は対象
19	△	電話やインターネットの配線・配管工事	増改築・内装工事に伴う場合は対象
20	△	家庭用自家発電装置の設置	建物に固定した場合は対象
21	△	住宅の解体工事のみ（全部・一部）	増改築・リフォーム工事を伴う場合は対象
22	△	防錆・防蟻処理	部材交換などの工事を伴う場合は対象
23	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅のリフォーム工事に伴い支障となる場合に対象
24	×	住宅用太陽光発電システム工事	
25	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
26	×	電気自動車用の急速充電器の設置	